

3. 養子縁組の場合の取扱い

養子は一親等の血族として扱われ、実子と同じ相続の権利を持ちます。そのため、いわゆる婿養子や、再婚相手の子を養子にした場合でも、2割加算の対象になりません。

(1) 孫養子(代襲相続人でない孫を養子にした場合)

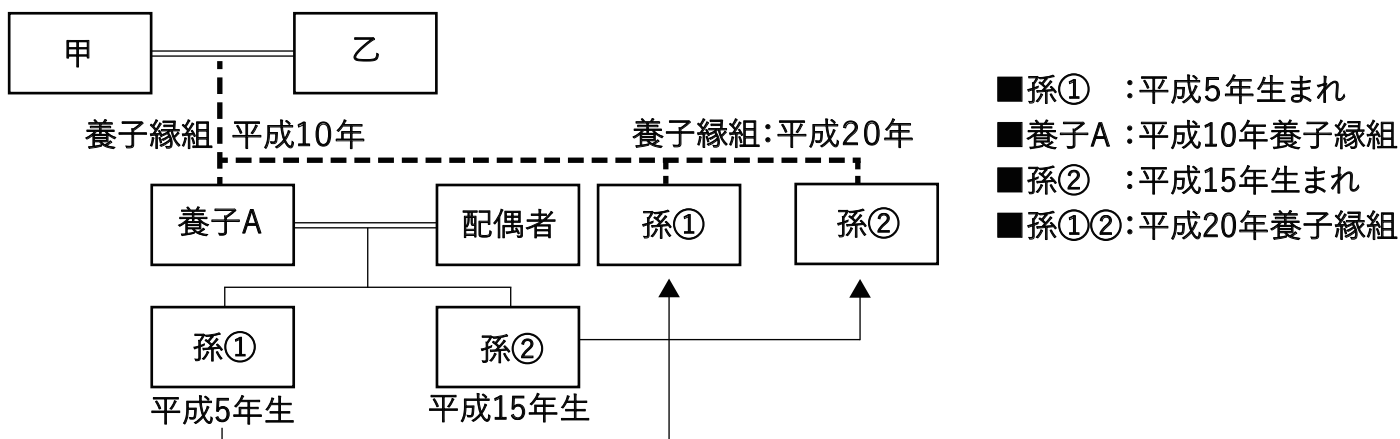
本来は、親から子に相続しそのあと孫に相続するという流れですが、親から孫へ直接財産を相続する場合は、相続税の課税を1回免れることができるため、代襲相続人でない孫を養子にした場合は、2割加算の対象になります。

(2) 孫養子(代襲相続人である孫を養子にした場合)

本来相続するはずの子が先に亡くなっていた場合は、被相続人の直系卑属である孫が代襲相続人となります。代襲相続人となった孫を養子にした場合は、その孫は子の立場として扱われるため、2割加算の対象になりません。

(3) 孫養子(特殊なケース)

図のように、養子Aには既に子(孫①)があり、甲との養子縁組後に子(孫②)が出生し、更に孫ABともに甲の養子になったケースです。



孫①と孫②は甲の養子となっているため、いずれも1親等の血族になりますが、甲とAとの養子縁組前に生まれていた孫①は、被相続人の直系卑属には該当しないため、2割加算の対象になりません(上記2. (2) 参照)。

一方で、孫②は甲とAとの養子縁組後に生まれているため、甲の直系卑属に該当します。従って、代襲相続人ではない孫養子のため、孫②は2割加算の対象になります(上記1. (3) 参照)。

4. 相続放棄をした場合

相続放棄をしても、死亡保険金や死亡退職金を受け取った場合には、「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。

その際の2割加算の取扱いは、誰が相続放棄をしたかによって異なります。

- (1) 配偶者・一親等の血族(父母・子)が、相続放棄をした場合 → 2割加算なし
- (2) 代襲相続した孫が、相続放棄をした場合 → 2割加算あり

(担当: 福田)